

令和6年大網白里市議会第3回定例会議会運営委員会会議録

日時 令和6年9月11日（水曜日）午前10時40分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

北 田 宏 彦	委 員 長	上 代 和 利	副委員長
土 屋 忠 和	委 員	森 建 二	委 員
小 倉 利 昭	委 員	岡 田 憲 二	委 員

小金井 勉	議 長	石 渡 登志男	副 議 長
-------	-----	---------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 議長あいさつ

第4 協議事項

(1) 陳情（継続付託案件）の審査

・陳情第13号 市議会議員を対象とした、政治倫理条例を制定してもらうための陳情

第5 その他

第6 閉会

◎開会の宣告

- 副委員長（上代和利副委員長） ただいまから議会運営委員会を開催いたします。
最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

（午前10時40分）

◎委員長あいさつ

- 委員長（北田宏彦委員長） 皆様、ご苦勞様でございます。
今回、当委員会で協議する内容は、陳情が1件であります。
重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。
なお、本日もA I 反訳システムを使用いたしますので、皆さん必ずマイクを使用をお願いします。
○副委員長（上代和利副委員長） ありがとうございます。
次に議長から挨拶をお願いいたします。
-

◎議長あいさつ

- 小金井勉議長 お疲れ様でございます。
よろしくお願いいたします。
○副委員長（上代和利副委員長） ありがとうございます。
続きまして協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。
-

- 委員長（北田宏彦委員長） それでは進行の方を務めさせていただきます。
はじめに傍聴希望者は、ありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

- 委員長（北田宏彦委員長） ないようですので、次に進みます。
本日の出席委員数は6名です。
委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
-

◎陳情第13号 市議会議員を対象とした政治倫理条例を制定してもらうための陳情

- 委員長（北田宏彦委員長） これより当委員会に付託となった陳情第13号、市議会議員を対象とした政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。
陳情の内容については、すでにお配りしておりますので朗読を省略させていただきます。
それでは、委員の方々のご意見を伺いたいと思います。小倉委員。
○小倉利昭委員 意見を申し上げる前にですね、陳情書の文面の中で、ちょっと確認をしたいし、伺いたんですけど、文言がちょっとわからないところがありまして、米印の近隣市町の状況に倣い、既程という形で作ってみたらどうか。というきていというふうに読んでよろしいんでしょうか。それから、との事です、他の自治体ですと、岡崎市議会議員政治倫理規程の場合の規程。それから次の第1条、この規程、2行、3行下がって、とあり既程という形で作るにしても、2つのきていというのがあってこれは、陳情者は、この2つの文言を意味があってこういう漢字を使ってるのか、単純に、私は、もしかして間違ってるのかな、岡崎市議会議員政治倫理規程の規程、この文字を使おうとして誤字なのか、ちょっとその確認をしたいんですけど。でも、陳情者がいないと駄目ですかね。

○委員長（北田宏彦委員長） 事務局の方に、これは原書ではないですね。

我々の方に陳情書として添付されているものは、これは現物。

○岡部一男議会事務局長 現物のコピーです。

○委員長（北田宏彦委員長） はい、小倉委員。

○小倉利昭委員 すいません。文章の流れからすると、これはどちらも同じ規程という、決まりという規程のように文面としての流れは思うんですけども、それは、陳情者はいないとわからないですね。この最初の状況に倣い、の既程、これはどういう意味なのかなというのが、最初見たときに、これは何だろうと思ったんですけども。

あまり深く考えなくてもいいですかね、おそらく誤字でしょうかというのがちょっと気になりました。

本論に入りましょう。はい、すいません。

○委員長（北田宏彦委員長） はい。皆さんご意見ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（北田宏彦委員長） そうしましたら、お一人ずつご意見の方、述べていただきますでしょうか。

よろしくお願いします。森委員の方から順に、はい。

○森建二委員 小倉委員もおっしゃいましたが、ちょっとすいません文面が今一つ難しいというか理解に苦むというか、結局、何が希望なのかなというのがちょっと見えづらい中で、最終的には政治倫理に関する何かしらの取り決めを作って欲しいという趣旨なのかなというふうに思います。それが条例なのか規程という形になるのかということでは判断がちょっと難しいところではありますが、今、ちょっと私どもの中で、こういった形の委員会をちょうど作ったところでもありますので、この意見は意見として伺いますけれども、そのうえで私どもの流れの中で、今後話し合いながら作っていければいいのかなと思っております。まとめませんが、以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 続いて岡田委員。ご意見があれば。

○岡田憲二委員 ちょっとこれわかりにくいよね。何が何だか。こんなこと言っちゃなんだけどもっとわかりやすくさ、何をしてもらいたいのかわかりやすくこれやってもらわないと、何だかさっぱりわからないよね。これを論理明確にやれる人はなかなかいないと思いますよ。

○委員長（北田宏彦委員長） 続いて、上代副委員長お願いします。

○副委員長（上代和利副委員長） はい。本当にこの既程の意味が、小倉委員はじめおっしゃっていたこの意味が何なのか、あれなんですけど誤字という部分で考えさせていただけるのであれば、この既程が意味があるのか、誤字なのか本当に今、森委員の言ったようなことなんですけどもよくわからないですね本当に。ただ、全員協議会のうで皆さんの総意で、今日この後、政治倫理検討会議があるわけですので、それを見守っていきいたいというふうに私は思っております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 続いて土屋委員お願いします。

○土屋忠和委員 そうですね、この陳情の趣旨は政治倫理条例を制定してもらいたいよという話だと思うんですが、過日、全員協議会ですべての議員の方から意見を聴取したと思いますので、その旨政治倫理条例、または、その中の基準項目を整えて進んでいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 続いて、小倉委員お願いします。

○小倉利昭委員 陳情者の要望は、冒頭の議員を対象として政治倫理条例を制定してもらいたいということはわかります。その文面の内容がどうこうとは別といたしまして、各委員が今、おっしゃったようにですね、いきなり、私は条例はいかがかなと思いますが、方向としては何らかの形で近隣市町が先に施行してるようにですね、規程という形のものでスタートするなり作る方向へ向いていってはどうかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） はい。委員の皆様の意見も出ましたので、次に討論ですが希望者はございますか。

（発言する者なし）

○委員長（北田宏彦委員長） ございませんね。

では、意見等が出尽くしましたことから採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それではお諮りいたします。

陳情第13号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成なし。

よって、陳情第13号は不採択と決しました。

以上で陳情第13号の審査を終わります。

以上で当委員会に付託された陳情の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（北田宏彦委員長） 次に、その他でございますが何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（上代和利副委員長） 以上をもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でございました。

（午前10時52分）